平成２１年（フ）第２９８号
福島県伊達市諏訪野２丁目２番地９
債務者　中山　信夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２９９号
福島市瀬上町字東町２丁目３番地の２
債務者　佐々木晴美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２３０７号
名古屋市名東区猪高台２丁目1215番地　メゾン猪高台20Ｃ号
債務者　工藤　健一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９９号
名古屋市西区天塚町２丁目58番地　第２神谷マンション105号
債務者　岩下　敬子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０２号
北九州市小倉北区弁天町９番３―203号
債務者　石田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０３２号
北九州市小倉南区守恒２丁目１番９号
債務者　谷河　美枝（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０８２号
北九州市小倉北区片野４丁目８番２―602号
債務者　石川　真樹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１１号
北九州市八幡西区大膳２丁目22番14号―102号
債務者　本田八重子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１３３号
北九州市小倉南区日の出町１丁目３番25―203号
債務者　宮園　次男
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５４８号
奈良市富雄泉ヶ丘28番21号
債務者　林殿　尚子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１９７号
松江市東朝日町269番地５　日交アパート210
債務者　小村　俊和
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９８号
松江市東朝日町269番地５　日交アパート210
債務者　小村美代子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市走水２丁目９番８号
債務者　樫平　清文
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２２６号
神奈川県横須賀市走水２丁目９番８号
債務者　古橋由美子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２２７号
神奈川県横須賀市二葉１丁目29番３号
債務者　樫平　直子（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２４１号
神奈川県逗子市久木５丁目12番７号木村方
債務者　山口　鉄男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６１号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目69番地
債務者　加藤留里子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１０７８号
北九州市小倉南区横代北町３丁目16番30号
債務者　リフォーム佐藤こと　佐藤　　直
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部